

## 地域福祉専門分科会の答申の方向性

### 諮問事項

「重層的支援体制の構築に係る多機関協働及び生活支援のあり方について」

#### 1 多機関協働のあり方について

- (1) 生活支援員、福祉ひろばのコーディネーター、健康づくり推進員、地区の保健師の機能や役割について整理すること。
- (2) 地域づくりセンター、公民館、福祉ひろば等の機関があり、生活支援員や保健師等の複数の関係者がいる中で、それぞれが共通の認識と情報を得られるようにすること。
- (3) 虐待や貧困等の複合的な問題を抱えているケースに対しては、権利擁護のシステムと確実につなげていくこと。
- (4) 夜間に緊急対応できる窓口についても検討すること。
- (5) 一人ひとりの課題やニーズによって連携すべき機関は異なるため、地域の住民を巻き込み、課題の解決を図ること。

#### 2 生活支援のあり方について

- (1) 地域活動への参加を促すため、町会や公民館活動の中に自分の場所や役割があることを認識してもらうとともに、達成感を感じてもらえる仕組みについて検討すること。
- (2) 地域福祉の将来のため、地域の一員として、こども達を巻き込み、考えてもらうようにすること。
- (3) 地域で顔の見える、声かけのできる関係を築ける体制を整備すること。
- (4) コロナ禍等で地域活動への参加が億劫になってしまった住民を巻き込んでいく方法について検討すること。
- (5) ボランティアをやりたいが、どこに相談すればよいかわからないというような声を確実につなげていく仕組みについて検討すること。
- (6) 地域における情報共有の手段として、ICTの活用を検討すること。
- (7) 「集いの場」や「支え合い」を必要とする側が、どのような形を求めているのかを把握するよう努めること。
- (8) 物理的に人が集まる以外の方法についても検討すること。
- (9) 「集いの場」を進めるため、交通弱者の交通手段について配慮すること。

#### 3 その他

- (1) 保健師を地区の中にしっかりと位置付け、様々な機関と確実に連携していくこと。
- (2) 保健師に限定せず、社会福祉士等の登用についても検討すること。
- (3) 地域づくりセンター、公民館、福祉ひろばの連携を確保した上で、重層的支援体制を整備すること。
- (4) 相談の敷居は低くし、多くのチャンネルを設けること。
- (5) 住民が理解できるよう、分かりやすく広く周知すること。
- (6) 重層的支援の対象となる年齢層は幅広いため、情報の収集、拡散においては、全ての年齢層に配慮したものとすること。